

予算外議案等の概要（令和5年2月定例県議会）

○開会日提出分（当初予算関連）

< 条例議案 >

議案番号	議案名	課名	説明								
乙第1号議案	佐賀県防災会議条例の一部を改正する条例（案）	危機管理防災課	<p>【内容】 防災会議の委員定数を、次のとおり改めるもの。</p> <p>(1) 7号委員 （指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員） 改正前：26人 ⇒ 改正後：35人以内</p> <p>(2) 8号委員 （自主防災組織を構成する者又は学識経験者） 改正前：15人 ⇒ 改正後：20人以内</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>								
乙第2号議案	佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（案）	法務私学課	<p>【内容】 個人情報保護制度の一元化に伴い、佐賀県個人情報保護条例を廃止し、新たに法施行条例を制定するもの。</p> <p>（主な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公務員氏名等の不開示情報からの除外（情報公開条例と同様の取扱い） ・ 開示決定等期間の短縮（法：30日→条例：15日） ・ 行政機関等匿名加工情報利用契約の手数料 <p>【施行期日】 令和5年4月1日</p>								
乙第3号議案	佐賀県情報公開条例及び佐賀県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例（案）	法務私学課	<p>【内容】 個人情報保護制度の一元化、佐賀県個人情報保護条例の廃止、法施行条例の制定に伴い、関係条例を改正するもの。</p> <p>（主な内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開に関する不開示情報、開示決定等期間について個人情報保護制度との整合を取る。 ・ 情報公開・個人情報保護審査会が行う事務の整理を行う。 <p>【施行期日】 令和5年4月1日</p>								
乙第4号議案	佐賀県職員定数条例の一部を改正する条例（案）	人事課	<p>【内容】 令和6年度に開催する全国高校総合体育大会（北部九州総体）の準備及び同年4月に予定されている県立夜間中学の開校準備のため、教育委員会の事務部局の職員定数を増員するもの。</p> <p>改正前：219人→改正後：238人</p> <p>【施行期日】 令和5年4月1日</p>								
乙第5号議案	佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）	人事課	<p>【内容】 令和5年1月12日付け佐賀県特別職報酬等審議会の意見書に鑑み、特別職常勤職員の給与の額を改定するもの。</p> <p>(1) 教育長の給料月額の改定</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">現行</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">760,000円</td> <td style="text-align: center;">810,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 期末手当に係る加算額の改定</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">現行</th> <th style="text-align: center;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">給料月額に100分の30を乗じて得た額</td> <td style="text-align: center;">給料月額に100分の45を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行期日】 令和5年4月1日</p>	現行	改正後	760,000円	810,000円	現行	改正後	給料月額に100分の30を乗じて得た額	給料月額に100分の45を乗じて得た額
現行	改正後										
760,000円	810,000円										
現行	改正後										
給料月額に100分の30を乗じて得た額	給料月額に100分の45を乗じて得た額										

乙第6号議案	佐賀県手数料条例の一部を改正する条例(案)	財政課	<p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 佐賀大学医学部佐賀県推薦入学試験第1次選考を受けようとする者の負担を低減するため、選考手数料(15,000円)を削除するもの。 2 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針の改正により、畜産農家が県に支払うワクチンの保管・管理に係る事務手数料(1回1頭につき70円)を新設するもの。 3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の改正に対応するもの。 例：低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 仕様基準による審査の場合の手数を追加 (200㎡未満の一戸建て住宅 事前審査無の場合 20,000円) 4 道路交通法に関する手数料について改正するもの。 例：特定自動運行許可申請手数料を新設 79,200円 5 原価計算の見直しに伴い、次の手数料を改定するもの (1)石材試験手数料及びアスファルト試験手数料 (2)長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料 例：アスファルト試験手数料 (4,240円以内→4,700円以内) <p>【施行期日】 令和5年4月1日(3については公布の日)</p>									
乙第7号議案	佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(案)	市町支援課	<p>【内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)保安林における次の権限を鳥栖市長に移譲するもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・間伐等の届出の受理 ・間伐等の計画の変更命令 ・届出義務違反者への命令 (2)法改正に伴う文言改正、条項ずれへの対応を行うもの。 <p>【施行期日】 (1)令和5年4月1日 (2)公布の日</p>									
乙第8号議案	佐賀県証紙条例の一部を改正する条例(案)	会計課	<p>【内容】</p> <p>地方自治法の一部改正により、指定納付受託者制度が導入されたことに伴う改正を行うもの。 証紙で納める手数料等について、指定納付受託者制度を利用するものについては例外とする。 具体的には、令和5年度に開始予定のパスポート電子申請に係る手数料の、クレジットカードによる納付を想定している。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>									
乙第9号議案	佐賀県立学校設置条例の一部を改正する条例(案)	教育振興課	<p>【内容】</p> <p>新たに設置する予定である県立夜間中学の名称(佐賀県立彩志(さいし)学舎中学校)及び位置を追加するもの。</p> <p>【施行期日】 令和5年7月1日</p>									
乙第10号議案	佐賀県立学校職員及び佐賀縣市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例(案)	教職員課	<p>【内容】</p> <p>令和5年度の教職員の定数を改めるもの。</p> <table border="1" data-bbox="804 1715 1385 1845"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>現 行</th> <th>改 正 案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県立学校職員</td> <td>3,119人</td> <td>3,128人(+9)</td> </tr> <tr> <td>市町立学校県費負担教職員</td> <td>6,006人</td> <td>6,033人(+27)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行期日】 令和5年4月1日</p>	事 項	現 行	改 正 案	県立学校職員	3,119人	3,128人(+9)	市町立学校県費負担教職員	6,006人	6,033人(+27)
事 項	現 行	改 正 案										
県立学校職員	3,119人	3,128人(+9)										
市町立学校県費負担教職員	6,006人	6,033人(+27)										

乙第11号議案	全ての佐賀県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例 (案)	人権・同和対策課	<p>【内容】 情報化等の進展に伴い、人権に関する問題は複雑多様化している。特にインターネットによる誹謗中傷等は、大きな課題となっている。このような状況の変化に対応し、様々な人権問題を解消していくため、新たな条例を制定するもの。</p> <p>(主なポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県、市町、県民の責務に加え、「事業者の責務」を新たに規定 ○不当な差別や誹謗中傷等の“してはならない行為”を新たに規定 ○削除を要請することが必要と認めたときは、プロバイダ等に対する削除要請等を行うことを規定 ○差別の被害者や不安を抱える県民に寄り添う相談体制の整備について規定 ○必要と認められる場合に、人権侵害行為をした者への助言、説示及びあっせん、勧告、公表を行うことを規定 ○人権施策に係る基本方針等について意見を聴く審議会を規定 <p>【施行期日】 公布の日</p>									
乙第12号議案	佐賀県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例 (案)	医務課	<p>【内容】 専門医制度の変更や医師の時間外労働時間の上限規制に伴う医師の働き方の変化に対応するため、医師修学資金の返還免除条件のうち、専門研修及び佐大附属病院での勤務期間カウント上限を撤廃するもの。</p> <p>現行：必要勤務期間の1/2まで等⇒ 改正案：上限なし</p> <p>【施行期日】 令和5年4月1日</p>									
乙第13号議案	佐賀県中小企業融資に係る事業再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例 (案)	産業政策課	<p>【内容】 中小企業の早期の事業再生及び再チャレンジを支援するため、佐賀県信用保証協会が中小企業に対して行う求償権の放棄等に関する措置の対象及び要件を拡充するもの。</p> <table border="1" data-bbox="810 1144 1481 1384"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象</th> <th>放棄承認の要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改正前</td> <td>事業再生（同じ事業の再生）</td> <td>・承認申請が、中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定された再生計画に基づくこと などの3要件のいずれかを満たす</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>事業再生＋再チャレンジ（廃業し創業or就業）</td> <td>・承認申請が、私的整理に関するガイドラインに基づき作成された事業の再生・債務の弁済計画に基づくこと などの9要件のいずれかを満たす</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施行期日】 公布の日</p>		対象	放棄承認の要件	改正前	事業再生（同じ事業の再生）	・承認申請が、中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定された再生計画に基づくこと などの3要件のいずれかを満たす	改正後	事業再生＋再チャレンジ（廃業し創業or就業）	・承認申請が、私的整理に関するガイドラインに基づき作成された事業の再生・債務の弁済計画に基づくこと などの9要件のいずれかを満たす
	対象	放棄承認の要件										
改正前	事業再生（同じ事業の再生）	・承認申請が、中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定された再生計画に基づくこと などの3要件のいずれかを満たす										
改正後	事業再生＋再チャレンジ（廃業し創業or就業）	・承認申請が、私的整理に関するガイドラインに基づき作成された事業の再生・債務の弁済計画に基づくこと などの9要件のいずれかを満たす										
乙第14号議案	佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例の一部を改正する条例 (案)	ものづくり産業課	<p>【内容】 窯業技術センター及び工業技術センターにおける新たな機器等の導入及び機器の更新により、試験項目の追加又は廃止を行うことに伴い、手数料の額の範囲を改めるもの。</p> <p>分析、測定及び評価の手数料（1件につき） 改正前：640円～28,920円 改正後：810円～28,920円</p> <p>廃止される試験項目：熱伝導率測定（熱線法） 640円</p> <p>【施行期日】 令和5年4月1日</p>									
乙第15号議案	佐賀県漁港管理条例の一部を改正する条例 (案)	農山漁村課	<p>【内容】 漁港区域内の水域又は公共空地の占用料の額を改定するもの。</p> <p>例：暗きょ、円管及び線類（0.3メートル以上） 改正前：1mにつき1年90円 →改正後：1mにつき1年100円</p> <p>【施行期日】 令和5年4月1日</p>									

乙第16号議案	佐賀県港湾管理条例の一部を改正する条例(案)	港湾課	<p>【内容】 港湾区域内の水域又は公共空地の占用料の額を改定するもの。 例：暗きょ、円管及び線類(0.3メートル以上) 改正前：1mにつき1年90円 →改正後：1mにつき1年100円</p> <p>【施行期日】 令和5年4月1日</p>
乙第17号議案	博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(案)	文化課	<p>【内容】 博物館法の一部改正に伴い、佐賀県立博物館設置条例ほか6条例の引用条項の改正を行うもの。</p> <p>【施行期日】 令和5年4月1日</p>
乙第18号議案	佐賀県総合福祉センター設置条例の一部を改正する条例(案)	スポーツ課	<p>【内容】 「勤労身体障害者教養文化体育館」の名称を「SAGAパラスポーツセンター」に改めるもの。</p> <p>【施行期日】 令和5年4月1日</p>
乙第19号議案	建築基準法施行条例の一部を改正する条例(案)	建築住宅課	<p>【内容】 1 建築基準法の改正により、建築物の省エネ改修や再生可能エネルギー設備の設置等に対し、容積率や高さ制限等が緩和されたことに伴う手数料の新設、文言の改正を行うもの。 例：建築物の容積率の特例認定申請手数料：23,000円</p> <p>2 原価計算の見直しに伴う手数料の改正を行うもの。 例：仮使用認定申請手数料 (建設中ビルの1フロアで営業する場合など) 改正前：120,000円→改正後：108,000円</p> <p>【施行期日】 令和5年4月1日</p>
乙第20号議案	佐賀県特定都市河川浸水被害対策法施行条例(案)	河川砂防課	<p>【内容】 六角川上流域(武雄市、嬉野市の一部)が特定都市河川に指定される見込みのため、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川の指定流域内では一定規模以上の開発行為(1,000㎡以上)を行う際に、雨水流出の増加を抑制する対策が必要となる。(県への許可申請) 法に基づき、特定都市河川の指定流域内で雨水貯留浸透施設の設置を伴う一定規模以上の開発行為等が行われる際に必要となる「標識」について、省令の基準を基に看板に記載する必要事項を条例で定める必要があるため、新たに条例を制定するもの。</p> <p>【施行期日】 公布の日</p>
乙第21号議案	佐賀県海岸占用料等徴収条例等の一部を改正する条例(案)	河川砂防課	<p>【内容】 佐賀県海岸占用料等徴収条例ほか3条例について、占用料の額を改定するもの。 例：暗きょ、円管及び線類(0.3メートル以上) 改正前：1mにつき1年90円 →改正後：1mにつき1年100円</p> <p>【施行期日】 令和5年4月1日</p>

乙第34号議案	佐賀県県税条例等の一部を改正する条例 (案)	税政課	<p>【内容】 令和5年度税制改正への対応を行う。</p> <p>(1)自動車税環境性能割 ア 現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置く。 イ 各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げる。</p> <p>(2)自動車税種別割 電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置等について、適用期限を3年延長する。</p> <p>(3)その他所要の改正を行う。</p> <p>【施行期日】 規則で定める日 (地方税法の改正案が国会審議中のため)</p>
---------	---------------------------	-----	---

< 条例外議案 >

議案番号	議案名	課名	説明
乙第22号議案	包括外部監査契約の締結について	人事課	地方自治法第252条の36の規定に基づき、令和5年度の包括外部監査契約を締結するもの。
乙第35号議案	監査委員の選任について	人事課	監査委員の任期満了(令和5年3月9日)に伴い、新たに委員を選任するもの。(1名)

< 報告事項 >

事項名	課名	概要
佐賀県施策方針2023-2026(仮称)の立案過程における概要報告	政策チーム	佐賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件とする条例第4条第1項に基づき、現在策定を進めている佐賀県施策方針の概要報告
「佐賀県再生可能エネルギー利用等基本計画」の変更の立案過程における概要報告	新エネルギー産業課	佐賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件とする条例第4条第1項に基づき、現在計画の変更を進めている佐賀県再生可能エネルギー利用等基本計画の概要報告
佐賀県『食』と『農』の振興計画2023(仮称)の立案過程における概要報告	農政企画課	佐賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件とする条例第4条第1項に基づき、現在策定を進めている次期『食』と『農』の振興計画の概要報告
さかの森林・林業ビジョン(仮称)の立案過程における概要報告	林業課	佐賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件とする条例第4条第1項に基づき、現在策定を進めているさかの森林・林業ビジョン(仮称)の概要報告